

第10回 バイオマス活用推進会議 議事概要

日 時：令和4年8月25日(木) 15:15～15:40

場 所：農林水産省第3特別会議室

出席者：内閣府 中野大臣政務官、辻原参事官（統合戦略、エネルギー・環境担当）
総務省 中川大臣政務官
文部科学省 林大臣官房審議官（研究開発局担当）
農林水産省 野中副大臣、岩間大臣官房審議官（技術・環境）、
清水環境バイオマス政策課長、西尾再生可能エネルギー室長
経済産業省 里見大臣政務官、潮課長補佐
国土交通省 古川大臣政務官、岩澤課長補佐
環境省 国定大臣政務官、新原課長補佐

議 題：バイオマス活用推進基本計画の改定について

概 要：

（野中農林水産副大臣（開会挨拶））昨年12月に開催された本会議において、関係7府省の政務が集い、バイオマス活用推進基本計画の改定について検討が始まりました。

以来、専門家会議での3回にわたる御議論やパブリックコメントを経て、今般、バイオマス活用推進基本計画の改定案がとりまとめられました。各府省のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

改定案においては、新たな2030年目標として、バイオマスの利用率の拡大やバイオマスの関連産業の市場シェア伸長などが盛り込まれるなど前向きな内容となっており、これを実行することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献できるものと考えております。

また、農林水産省が昨年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」においても、バイオマスをはじめとする地域資源を最大限に活用しつつ環境負荷の低減に取り組むこととしており、新しいバイオマス活用推進基本計画はこの戦略の実現を図る上でも非常に重要であると考えております。

本日は、本改定案についてご議論をいただいたうえで、決定させていただきたいと考えています。

皆様におかれましては、本日の会合が実りあるものとなるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

[事務局から資料を説明]

(野中農林水産副大臣) ただいまの説明を踏まえ、皆様のご意見をお伺いします。

(中野内閣府大臣政務官) 内閣府では、総合科学技術・イノベーション会議を中心に、バイオマス活用のための技術開発等の推進に取り組んでおります。

まず、昨年3月に閣議決定した「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーション推進のため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現すること、また、経済社会の再設計の推進の観点から、製品のバイオマス化等を通じた資源循環を行うことなどを目指すこととしています。

さらに、内閣府では、今年6月に閣議決定した「統合イノベーション戦略2022」等にもとづいて、各省の協力をいただきながら、未利用資源の活用、資源循環などに向けた技術開発や、産学官連携によるバイオエコノミー実現の核となるバイオコミュニティの形成等を推進しています。

今回の「バイオマス活用推進基本計画」改定案において、「バイオコミュニティの形成等による産学官連携の促進を通じ、地域特性に応じた先進的な技術の活用を図り、イノベーションにつなげていくことが不可欠」として、地域や産業の現状を踏まえつつ、イノベーションを通じたバイオマス活用の拡大を目指す方向性が示されたことは、大いに評価できると考えております。

今後とも、内閣府としては関係省庁と連携した科学技術・イノベーション政策の推進を通じ、バイオマス活用の更なる促進に取り組んでまいります。

(中川総務大臣政務官) 2013年度と比較して、2030年度に温室効果ガスを46%削減するという地球温暖化対策計画や、2030年度までに少なくとも100箇所の脱炭素先行地域を創出する地域脱炭素ロードマップを踏まえると、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献するバイオマスを活用することはますます重要になっています。

総務省では、エネルギーの地産地消を推進するため、地方公共団体を核として、バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を関係省庁と連携して支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を展開しています。

令和3年度までに64団体がマスタープランを策定しており、令和4年度は第一次募集として4団体に策定支援に対する交付金の交付を決定しています。また、令和4年度からは、地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を招へいする際の費用の一部を補助しています。

今回の計画の改定を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携しつつ、バイオマス

活用の推進に貢献してまいりたいと思います。

(里見経済産業大臣政務官) バイオマス発電は、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多種多様な価値を有する電源であり、昨年9月末までに、2030年度におけるエネルギーミックスの目標値8GWに対して、約7割の導入を達成したところです。

一方で、バイオマス発電の導入拡大に向けては、燃料の安定調達と持続可能性を確保しつつ、高コストである燃料費の低減を進めることが課題です。そのため、林野庁と連携し、建材用途と競合しないことからバイオマス燃料を主目的とした早生樹等の活用等実証事業を進めており、燃料費のコスト低減と持続可能な国内森林資源の利用拡大に取り組んでいます。

また、バイオマス発電所の長期にわたる安定稼働には燃料の持続的な安定調達が不可欠です。このため、FIT制度で使用する燃料について、環境やライフサイクル温室効果ガスの排出量等といった持続可能性の観点からも検討を進めています。

今回のバイオマス活用推進基本計画の改定案では、バイオマス燃料のコスト低減に向けた取組や持続可能性の観点が適切に盛り込まれており、経済産業省としても各省庁と一体となって引き続き取り組んでまいります。

また、本計画の改定案に位置付けられているバイオマス等を原料とした、化石燃料由来のジェット燃料の代替であるSAFは、航空分野のCO2削減のため、世界的にも需要増加が見込まれており、国際競争力のあるSAFの供給体制の確立は喫緊の課題です。

このため、経済産業省としては、グリーンイノベーション基金を活用し、SAFを大規模に製造するための技術開発を支援しているところです。加えて、SAFの供給体制を確立するためには、原料の確保を含めたサプライチェーンを構築していくことも重要です。SAFの原料として活用が期待される廃食油、古紙等のバイオマス原料の確保について、引き続き農林水産省を始めとした関係省庁と連携しつつ、検討を加速していきたいと考えております。

(古川国土交通大臣政務官) バイオマスの活用に関して、近年国民の関心や産業界の期待が高まっていると感じており、今回のバイオマス活用推進基本計画の改定にも大きく期待しております。こうした認識の下、国交省分野では、引き続き、①下水汚泥の活用について2030年の利用率約85%、②建設発生木材の活用について2030年の利用率約96%を目指すこととしています。

下水道汚泥については、カーボンニュートラルの実現や資源価格の高騰といった状況の中で、これを肥料等やエネルギーとして活用するバイオマス有効活用への期待が高まっています。

このため、改定案においては、汚泥中の有機物をエネルギーや肥料等として緑

農地利用した割合を示す「下水道バイオマスリサイクル率」を新規指標として追加し、2030年に有機物の約50%利用を目指すこととしています。

下水道バイオマスリサイクルについては、下水汚泥の処理の過程で発生するメタン発酵ガス等のエネルギー利用や肥料利用等を促進するとともに、地域で発生するバイオマスの集約処理など、下水汚泥と他のバイオマスとの分野を越えた連携を進めてまいります。

また、航空分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けては、バイオマスの活用方法の1つであるSAFの導入促進が不可欠であると国土交通省としても考えております。

このため、改定案では、SAFの社会実装に向けた技術開発・実証の加速化や、多様な原料の収集・確保に向けた関係府省の連携について盛り込んでいます。

SAFの導入促進に向けて経済産業省と共同で立ち上げた官民協議会においても、関係府省として農林水産省と環境省に参加いただいております。SAFの導入が速やかに進むよう、関係者で一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

今後、本計画に掲げた目標の実現に向けて、関係府省とも連携してしっかりと取り組んでまいります。

(国定環境大臣政務官) 地域資源であるバイオマスに関して、ライフサイクル全体で持続可能性を考慮しつつ、エネルギーや資源として活用することは、脱炭素社会及び循環型社会の実現に資する重要な取組と考えております。

今回のバイオマス活用推進基本計画の改定案は、2030年を見据えて、こうした取組をさらに強化・拡大するものと認識しております。

改定案に関連する環境省の主な取組としましては、

- ① 地方公共団体における意欲的な脱炭素の取組を支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により、例えば、地域資源であるもみ殻や竹等のバイオマスをエネルギーとして活用する取組を支援するとともに、
- ② 廃棄物等バイオマスを用いた省CO₂型のジェット燃料製造・社会実装に係る実証事業などを行っております。

今回改定されることとなるバイオマス活用推進基本計画を踏まえ、今後とも、関係省庁と連携しながら、着実に取組を進めることにより、バイオマスの活用拡大に貢献してまいります。

(野中農林水産副大臣) 本日は文部科学省の山本大臣政務官が所用により欠席されておりますが、事務方より発言をお願いいたします。

(山本文部科学大臣政務官(林文部科学省大臣官房審議官代読)) 文部科学省は、これまで、技術革新を支える基礎・基盤的研究開発を担う立場として、バイオマス

活用推進基本計画等も踏まえながら、大学や国立研究開発法人を中心に、アカデミア発の革新的なバイオマス技術に関する研究開発を推進してまいりました。

本日示されました基本計画案において、従来技術の延長線上にない、革新的なバイオマス技術の研究開発及び着実な社会実装に向けた、産学官連携の促進が不可欠であり、耐熱性や耐衝撃性等の高いバイオマスプラスチックの創出等付加価値の高い製品、燃料の製造技術に関する革新的な研究開発を推進することとされています。

特に、化石燃料を原料としないバイオものづくり技術は温室効果ガス削減効果が高く、2050年のカーボンニュートラルを実現に向け極めて重要です。今後、文部科学省として、バイオものづくり分野の基盤技術開発・拠点形成や人材育成等を推進していきます。

今後とも、関係府省庁の皆様と密に連携させていただきながら、アカデミアの持つポテンシャルを最大限活用し、引き続き、バイオマス活用の技術開発やその促進に貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。

(野中農林水産副大臣) 貴重なご意見、ありがとうございました。それでは、異議等ありませんでしたので、本案をバイオマス活用推進基本計画(案)として本会議にて決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声あり]

(野中農林水産副大臣) ありがとうございました。今後とも、7府省の政務のリーダーシップの下、新たな基本計画を力強く推進してまいりたいと思いますので、よろしく願います。なお、決定された本案について閣議決定の手続きに移ることとしますので、各府省におかれては、引き続きのご協力をお願いいたします。

(野中農林水産副大臣) 以上を持って、本日の議事は全て終了しました。これにて閉会とします。

(以上)